

神戸市立工業高等専門学校研究生規則

2023年4月1日

規則第152号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第50条第3項の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 神戸市立工業高等専門学校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(研究期間)

第3条 研究生の研究期間は、6月以上1年以内とする。ただし、研究生の申請により、校長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲で研究期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きの規定による研究期間の延長の申請は、当初許可された研究期間が満了するまでに行わなければならない。
- 3 前2項の規定による研究期間の延長については、入学選抜料及び入学金を徴収しない。

(指導教員)

第4条 研究生の入学を許可したときは、研究生の研究を指導するため、校長は、指導教員を選任する。

(授業への出席)

第5条 研究生は、指導教員が研究上必要と認めるときは、授業担当教員の承諾を得て、その授業に出席できる。

(研究報告書の提出等)

第6条 研究生は、自分の研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の研究報告書を受理した後、研究生の申請により、研究証明書を交付することができる。

(特別費用)

第7条 研究のため特別に必要な費用は、研究生の負担とする。

(科目等履修生規程の準用)

第8条 神戸市立工業高等専門学校科目等履修生規則（2023年4月規則第151号）第3条、第4条及び第10条の規定は、研究生について準用する。この場合において、同規則

第3条第1項第1号中「科目等履修生入学願書」とあるのは「研究生入学願書」と読み替えるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。